

様式1

〒	-
世帯主()	
様	

受診者番号			
実施主体			
生年月日	□昭和	□大正	□明治
年	月	日	(歳)
電話番号			

大腸がん検診結果通知書

平成 年 月 日に実施した大腸がん検診の結果をお知らせいたします。

(注) ○印があなたの検診結果です。

1. 精密検査不要 (陰性) 今回の便潜血検査の結果、異常は認められませんので、さらに詳しい検査を行う必要はありません。

ただし、便潜血検査ですべての大腸がんを発見することはできません。今回の検査で異常がなくとも、血便、腹痛、便の性状や回数が変化したなどの自覚症状があった場合は、すぐに直接医療機関（消化器専門）にご相談ください。また、症状がなくても1年に1度は必ず検診を受けましょう。

2. 要精密検査 (陽性) 今回の便潜血検査の結果、さらに詳しい検査が必要です。

便潜血検査により異常を認めましたので、できるだけ早く精密検査を医療機関（消化器専門）※で受けてください。自覚症状がない大腸がんもありますので、自覚症状がなくても必ず精密検査を受けてください。

<精密検査について>

- 精密検査の方法には、主として大腸内視鏡検査（内視鏡が困難な場合等には大腸CT検査あるいはS状結腸内視鏡と注腸エックス線検査の併用）などがありますが、その方法は、疑わしい病変の部位や悪性の可能性の有無により選択されます。
- 大腸がんから常に出血しているとは限らないため、精密検査として再度便潜血検査を行い陰性となったとしても、「大腸がんがない」とは限りません。必ず内視鏡検査等による精密検査を受けてください。
- 要精密検査となった方の中で、がんがある確率は約3%*、ポリープがある確率は約25%**です。
* 厚生労働省「平成27年度地域保健・健康増進事業報告」参考
** 一般社団法人日本消化器がん検診学会「平成26年度消化器がん検診全国集計資料集」参考

<精密検査の際には以下のものを忘れずにご持参ください>

- 大腸がん検診結果通知書（本状）
- 大腸がん精密検査依頼書兼結果報告書（同封）
- 返信用封筒（同封）
- 健康保険証
- 健康手帳（お持ちの方のみ）

※ 医療機関は別紙「大腸がん検診で「要精密検査」とされた方へ」を参考にしてください。
検査の際、食事、水分、日頃服用中のお薬、当日の車の運転などの制限がありますので、詳しくは予約の際に医療機関にお尋ねください。

不明な点がございましたら、受診検診機関、市区町村担当課へご相談ください。

〒	-	担当	課	係
電話番号				

大腸がん検診で「要精密検査」とされた方へ

主な病院紹介

下記の病院一覧を参考に、精密検査の予約をしてください。

(平成 年 月 日現在)

様式3

〒	-
世帯主 (様)	

受診者番号			
実施主体			
生年月日	□昭和	□大正	□明治
年	月	日	(歳)
電話番号			

大腸がん精密検査受診のお願い

あなたは、平成 年 月 日に実施した大腸がん検診の結果、「要精密検査」と判定されました。まだ、精密検査を受けていない場合は、できるだけ早く大腸内視鏡検査などの精密検査を医療機関（消化器専門）※で受けてください。

自覚症状のない大腸がんもありますので、「要精密検査」と判定された場合には必ず精密検査を受けてください。

精密検査を受けないと、がん検診の効果はなくなってしまいます。

<精密検査について>

- 精密検査の方法には、主として大腸内視鏡検査（内視鏡が困難な場合等には大腸CT検査あるいはS状結腸内視鏡と注腸エックス線検査の併用）などがありますが、その方法は、疑わしい病変の部位や悪性の可能性の有無により選択されます。
- 大腸がんから常に出血しているとは限らないため、精密検査として再度便潜血検査を行い陰性となったとしても、「大腸がんがない」とは限りません。必ず内視鏡検査等による精密検査を受けてください。
- 要精密検査となった方の中で、がんがある確率は約3%*、ポリープがある確率は約25%**です。
* 厚生労働省「平成27年度地域保健・健康増進事業報告」参考
** 一般社団法人日本消化器がん検診学会「平成26年度消化器がん検診全国集計資料集」参考

<精密検査の際には以下のものを忘れずにご持参ください>

- 大腸がん検診結果通知書（同封）
- 大腸がん精密検査依頼書兼結果報告書（同封）
- 返信用封筒（同封）
- 健康保険証
- 健康手帳（お持ちの方のみ）

※ 医療機関は別紙「大腸がん検診で「要精密検査」とされた方へ」を参考にしてください。

検査の際、食事、水分、日頃服用中のお薬、当日の車の運転などの制限がありますので、詳しくは予約の際に医療機関にお尋ねください。

本状と行き違いに精密検査を受診された場合にはご容赦ください。

不明な点がございましたら、受診検診機関、市区町村担当課へご相談ください。

〒 -

担当 課 係
電話番号